

京都市生活保護法に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第35号)(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により生活保護法の一部が改正され、救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設及び医療保護施設の設備及び運営の基準を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該基準を定めることとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市生活保護法に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市生活保護法に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(以下「法」という。)第39条の規定に基づき、保護施設の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保護施設の一般原則)

第3条 保護施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った処遇を行うよう努めなければならない。

2 保護施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(職員研修)

第4条 保護施設は、職員の資質の向上を図るための研修(前条第2項に規定する研修を除く。)の機会を確保しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。当該職員でなくなった後においても、同様とする。

2 保護施設は、職員(職員であった者を含む。)が、正当な理由なく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 保護施設の長及び保護施設の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該保護施設の長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。

2 保護施設は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(医療保護施設の運営の基準)

第7条 医療保護施設は、医療法その他の医療に関する法令の規定に基づき適切に運営されていなければならない。

(その他の基準)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、保護施設の設備及び運営の基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)に定める基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(関係省令の規定の引用に関する経過措置)

2 第8条の規定の適用に関する経過措置は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(以下「関係省令」という。)及び関係省令の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

3 本市は、第8条の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、同条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)